

○委員長（山本順三君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

令和三年度総予算三案審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官奈良俊哉君、総務審議官吉田真人君、総務省大臣官房付谷脇康彦君、総務省大臣官房付秋本芳徳君、総務省大臣官房付湯本博信君、東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挾誠一君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（山本順三君） 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山本順三君） 令和三年度総予算三案に関する理事会決定事項について御報告いたします。

本日は、一般質疑を百七分行うこととし、各党派への割当て時間は、自由民主党・国民の声二十分、立憲民主・社民三十六分、公明党十五分、日本維新の会十二分、国民民主党・新緑風会十二分、日本共産党十二分とすること、質疑順位につきましてはお手元の質疑通告表のとおりでございます。

○委員長（山本順三君） 令和三年度一般会計予算、令和三年度特別会計予算、令和三年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。三宅伸吾君。

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾です。

本日は、発言の機会をいただきまして、山本順三委員長、そして理事の皆様、そして委員各位に心より御礼を申し上げます。

昨年の参議院外交防衛委員会におきまして、白眞勲議員が外交ナンバー車について質疑をされました。私、とても興味深く質疑を聞かせていただきました。

来週は、日米の2プラス2という大きな外交、安全保障の国際会議があります。それに比べれば外交ナンバーなんて小さいという話に聞こえるかもしれませんが、針の穴から世界が見えるという言葉もございます。そういう意味では白議員の質問にとっても関心を持ったわけでございます。毅然とした、毅然とした日本が大事でございます。そういった観点から、白先生の質疑に少しでも上乘せができるように頑張りたいと思います。

さて、車には、皆さん持っていらつしやると思いますが、ナンバープレートというのが付いております。普通の車は陸運局から割り当てられるわけでございます、これはつまり国土交通

省の所管ということでありまして。その一方で、大使館、領事館の職員らの車には、外務省が発行する外交ナンバー、通称青ナンバーが付いております。ウィーン条約とか外務省設置法に基づき、外務省が発行しているナンバーでございます。昨日、二〇二二年三月十日現在で我が国には外交ナンバーが千九百七十八台ございます。

そこで、警察庁にお聞きします。

昨年十二月末現在で、大使館、領事館の外交団車両による車両放置の違反件数はどのようなようになっておりますか。

○政府参考人（高木勇人君） お答え申し上げます。

いわゆる外交団車両に対する放置車両確認標章取付け件数について、令和二年中につきましては千百三十七件、千百三十七件となっております。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

いわゆるその駐車違反の切符を切られると、後日、多くの方が違反金をお支払いするわけでございますけれども、これ支払期日から五年で時効になるというふう聞いております。放置違反金が回収不能となつたいいわゆる未払件数とその概算の総額を、警察庁、教えてください。

○政府参考人（高木勇人君） 外交団車両の放置違反金について、消滅時効等によりまして不納欠損となつた件数につきましては、平成三十年年度中

三千百十八件、令和元年度中二千七百三十六件で
ございます。

放置違反金の金額は、車両の種類や違反行為の
種別により異なりますが、普通自動車の駐車違反、
失礼しました、普通自動車の駐車禁止場所におけ
る放置駐車違反の場合、放置違反金は一万五千元
となります。そのため、今申し上げました不納欠
損に係る違反が普通自動車の駐車禁止場所におけ
る放置駐車違反であったとして計算をいたします
と、平成三十年度中四千六百七十七万円、令和元
年度中四千四百万円となります。

○三宅伸吾君 四千万円以上ということが、四千
万円以上が連続で取りつづけているということ
でございます。

私、地元香川県でございます。通称うどん県と
呼んでおりますけれども、店によっては百円でお
うどん食べられます。一日三回食べると三百円で
ございまして、三百六十五日三食ともうどんを食
べるとすると年間約十万一千円、失礼、十一万円
ほどになります。そうしますと、先ほどの四千万
強はですね、四十年近く毎日うどんを食べられる
金額に相当するわけでございます。

警察庁に改めてお聞きいたします。
これ、違反金ですね、未払になった場合、普通
の一般の方が駐車違反の違反金を払わない場合に
どのような制裁というか措置がとられて、それと

比較すると、外交ナンバーの場合は何か、特権か
何かあるんでしょうか。

○政府参考人（高木勇人君） 一般に、放置違反
金が納付されない場合には督促状により督促いた
しますが、期限までに納付なければ財産の差押え
等の滞納処分を行っております。

これに對しまして、外交官については、放置違
反金が納付されない場合、一般の車両の場合と同
様に督促を行うこととしておりますが、外交官の
特権免除を踏まえまして、相手方の同意がなけれ
ば財産の差押え等の滞納処分を行うことができな
いものと承知しております、引き続き外務省と
連携して適切に対応してまいります。

○三宅伸吾君 民間の方が違反金払わないと督促
状に加えて差押えが来るけれども、外交ナンバー
の場合は督促状は来るけれども差し押さえられる
ことはないということでございます。違反金を
支払わなくても余り大きな不都合は生じないとい
うのが外交ナンバーだと思います。様々な理由が
ございますので、それ、制度自体が私はおかしい
とは申し上げるつもりではございません。

それでは、外務省にお聞きしますけれども、違
反金未払のこの現状について、外務省はどのよう
な対応を最近取られましたか。

○政府参考人（海部篤君） お答え申し上げます。
外務省の対応といたしましては、三つに大きく

分けて御説明させていただきたいと思えます。

まず一つは、例えば、昨年十二月でございま
すが、全ての外交団に對しまして、放置違反金支
払を含め、我が国の交通ルールに関する国内法令
を尊重すべきであるということを改めて文書で申
入れをいたしました。その際に、違反件数が多く
状況に改善が見られない場合には、改めてしかる
べき措置をとり得るとすることも明記させていた
だいております。

それから、二つ目といたしまして、警察庁のデ
ータを基に、違反件数や未払件数の多い外交団の
大使など幹部職員に直接申し入れて、個別に同じ
趣旨を伝えております。

さらに、三つ目でございますが、未払の放置違
反金を過去に遡って支払うための手続というもの
を御案内し、支払を督促しているという対応を取
っております。

○三宅伸吾君 先日、ヨーロッパのある国の駐日
大使からとても丁寧なお手紙を頂戴いたしました。
日本の外務省より車両放置について未払の違反金
を払ってほしいとの連絡があったので、すぐにお
支払いたしたという手紙をいただきました。外務省
の動きを受けて、白眞勲議員の質問を受けて、
眞つ当な国はやっぱり払ってきてくれる、くれて
いるということでございます。

それはそれはすばらしいんですけれども、未払

金の過去三年分のデータを見ると、大体ワースト一位とワースト二位が一緒でございます。ワースト一位はロシア、二番目が中国、不動のワースト一位と二位でございます。そして、両国とも三位以下を大きく引き離しております。

外務省にお聞きをいたします。ロシアや中国にもきちんと支払を促していますか。

○政府参考人（海部篤君） お答え申し上げます。きつちりと支払の督促を申し入れております。

○三宅伸吾君 にもかかわらず、なかなか支払が進んでいないような気がいたしておりますけれども、在日外国公館の車両はガソリン税の免税措置があるそうでございます。租税特別措置法によりまして。

続けて外務省にお聞きいたしますけれども、具体的にどのような国にガソリン税の措置を実施しているのか、そしてまた、ロシアや中国は免税措置の対象となっているんでしょうか。

○政府参考人（海部篤君） お答えいたします。

外交官、領事官などが享有する特権免除の一つとして、相互主義の考え方にに基づきまして、委員御指摘のとおり、国内法令に従ってガソリンの免税措置というものを実施しております。これは相互主義に基づいて実施されるものでございまして、我が国に大使館や領事館を置いている現在百五十六か国のうち、約十か国を除く大半の国の外交団

の車両が免税の対象となっております。

御指摘のあったロシア、中国の外交団車両につきましては、相互主義に基づきまして対象となっているということでございます。

○三宅伸吾君 外務副大臣、宇都外務副大臣にお聞きをいたします。

このように、未払件数が目に余る国や車両に対しては、やっぱり毅然とした日本国として何らかの厳しい対応を私は取るべきではないかと考えます。

例えばですけれども、今話題にいたしました、少なくとも即刻ガソリン税の免税措置という優遇措置を停止すべきではないかと考えますが、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣（宇都隆史君） 委員のお話のとおり、外交団におけるこの駐車違反であったり放置駐車未払事例、誠に遺憾であると思っておりますが、先ほど儀典長からもお話あったとおり、再三にわたって外務省の方からも努力をしているところでございます。

実際、状況に関して、格段にこの数年良くなっております。件数はまだ多いんですけど、平成三十年は三千九百四十八、トータルですね、あったのが、令和元年には二千六百十五、そして昨年は千百三十七ということで非常に小さくはなっております。

ただ、委員からの御指摘にもあったように、非常に悪い国というのはもう固定化しているという現状もございます。これ、白先生からの別の委員会での御指摘もあったことも踏まえながら、現在どういことができるのかということで他省庁とも連携してその検討を進めているところであります。

その検討の中に、御指摘のあったこのガソリン免税に関する措置、これは一応所管は財務省になるわけですが、実際一台一台宛てに外務省の方からクーポンを発券しているんですが、これも、ちょっと国内の関連法規のいろんな規定、これに関して様々などうい処置がとれるのかというのを精密にちよつと調べなきゃいけないものから、それも踏まえた上で、適切に対応するべく誠意努力をしまいたいと思っております。

○三宅伸吾君 財務省の所管ということではありますけれども、外務省がはいと言わないと多分この免税措置の停止にはならないような気がいたしておりますので、是非、外務省の方から毅然とした日本外交をまずこの足下から始めるという趣旨で十分な対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、今我が国の大きな政策であるデジタル化戦略についてお聞きいたします。

私が今日テーマにするのは司法分野でございます。

二〇一七年十月に内閣府に裁判手続等のIT化検討会が設置されて以降、司法の場においてもIT化が進められております。裁判手続のIT化として、①書面や証拠を電子情報でオンライン提出することや、口頭弁論などの期日に出頭せずウェブ会議などを活用すること、そしてまた、裁判所の管理する事件記録等についても電子情報にオンラインでアクセスできるようにすること等の計画が進められております。

今の私の話は民事訴訟の分野でございます。刑事訴訟の分野のIT化については、少しは民事よりは、まあ少しというが大分遅れておりまして、近くやっと検討会が立ち上がるという状況にございます。民事訴訟で記録のオンラインアクセスに向けて議論が進められておりますので、刑事訴訟でもいざれこうしたことが可能になり、令状等がオンラインで申請するようになるんだろうと思っております。

ただ、既に紙というか非デジタルの膨大な記録証拠がございますので、これをすぐデジタル化して様々なそのデジタル利用にするというのはなかなかすぐにはできないことでございますので、今日話題にしますのは、足下の紙の媒体のデジタル化について法務省にお聞きしたいと思います。

刑事訴訟法というのがございまして、それによりますと、検察官は、取調べ請求する予定の証拠書類とか証拠物について、あらかじめ弁護人に関連させたり、場合によっては謄写ですね、コピーの機会を与えることなどが規定をされております。謄写、つまりコピーについては、弁護人等が検察庁へ行って自らコピー機でコピーする場合と、国から許可を受けた業者を使ってコピーをしてもらう代行サービスというのがございます。値段は地域によって違うんですが、コピーをしても、代行については、例えば東京などではカラーコピーが一枚八十円、白黒コピーが一枚四十円というところもあるようでございます。大型の経済事件になりますとコピー代だけで数百万に上ると悲鳴を上げています。法務省にお聞きしたいと思います。今、謄写方法としてどのような種類のものがあるか、教えてください。

○政府参考人（川原隆司君） お答え申し上げます。

検察官請求証拠のうち、いわゆる書証につきましては、多くの証拠が先生御指摘のように紙媒体で作成されており、一部、取調べの録音・録画記録媒体のように電磁的記録媒体で作成されているものも存在いたします。

検察当局におきましては、弁護人に対し、これ

らの証拠の開示を行うに当たっては、紙媒体の証拠につきましては、弁護人が謄写を行う業者等に依頼して証拠書類を謄写させるなど紙媒体に謄写させる方法で行い、取調べの録音・録画記録媒体等の電磁的記録媒体の証拠につきましては、情報セキュリティ対策としてインターネット等により外部に接続したパソコンを用いて閲覧をしないなどの条件を付すなどした上で、他の電磁的記録媒体にコピーしてこれを弁護人に交付するなど、電磁的記録媒体を、電磁的記録をコピーさせる方法で開示している例がございます。

さらに、紙媒体の証拠につきましても、情報セキュリティ対策として同様の条件を付した上でデジタルカメラで撮影させるなど電磁的記録化する方法で開示をしている例もあるなど、様々な方法による証拠開示を行っているものと承知しております。

○三宅伸吾君 紙の証拠物についてデジタルカメラを用いてデジタル証拠化するという謄写を既に許容しているということですので、複合機のスキャン機能を介してUSBなどの媒体への複写をすることも刑事訴訟法は排除していないという理解でよろしいですか。

○政府参考人（川原隆司君） お答え申し上げます。

先ほど先生御指摘になりましたように、刑事訴

訟法では、証拠の開示につきまして謄写というものを規定してございます。このように、閲覧に加えて謄写が認められております趣旨は、証拠の内容を知るだけではなく、それをいつでも確認できることとして、被告人側が防衛の準備を十分に行うことができるようにすることにあると考えられます。

したがって、今御指摘の方法によることが紙媒体での謄写と同様に今申し上げた趣旨を全うするものであれば、そのような方法によってコピーを取る機会を与えることは謄写の機会を与えたものと言えると考えております。

○三宅伸吾君 それでは、法務副大臣にお聞きしますけれども、謄写室に既に設置されている複合機に弁護士等がUSBを差し込んでそれに謄写したいというニーズも現にございます。

ニーズがあり、法制度上、技術的にも可能であるから、紙からデジタル複製も認めるべきだと考えますが、御見解はいかがですか。

○副大臣（田所嘉徳君） 検察官請求証拠の謄写方法については、検察当局において個別の事案ごとに適切に判断すべきものとなっております。

その上で申し上げれば、刑事手続のIT化についての検討は喫緊の課題であるので、スピード感を持って推進していかねばならないというふうに思っております。

刑事手続のIT化を積極的に進めていくという視点に立って、現行法の運用に際しても、委員御指摘の点を含めて、法務省としてどのような取組ができるか、どのような利便性向上策が図れるか、検討してまいりたいと思っております。

○三宅伸吾君 田村大臣、ちょっと順番を変更して先にお聞きしてもよろしいですか。

感染予防のために人との距離は当然取るべきでございます。ただ、つながりはやっぱり密がいいなど私は思っております。そういう意味で、ソーシャルディスタンスを取りましょうという言葉は、少し使うのを私は官民とも慎んだ方がいいんじゃないかと最近思っております。

そしてまた、様々な自粛で、老人の方を中心にフレイルというか、虚弱体質になったり、また妊産婦の方を中心につらくなっている方が増えていると聞いております。

このソーシャルディスタンスという言葉と、それから自粛下における健康二次被害についてどのような対策を取られているのか、丁寧な御答弁をお願い申し上げます。

○国務大臣（田村憲久君） まあソーシャルディスタンスというと、何か社会的な距離みたいな感じで何か社会的孤立のようなイメージを持たれるわけでありまして、WHOも、もう既に去年の三月から、フィジカルディスタンス、身体的距離と

いう言葉を使っております。この方がより分かりやすいというふうに思いますので、決して誤解のないように我々もこれ周知をこれからもしてまいりたいというふうに思っております。

結局、コロナでみんな生活変容、行動変容が起こって、高齢者は家から出ないでありますとか、人と楽しく接する機会がないでありますとか、いろんなことが起こっております。これは精神的にもいろんな影響出ておりますし、もちろん肉体的にも影響が出ることです。アンケート調査をやったんですけれども、これネットを通じて一人強の方にやりましたが、やはり半分ぐらいの方々が不安を感じるといふような、そういう答えが返ってきています。

もちろん家族がコロナ感染する不安もあるんですけれども、それだけじゃなくて、自分の生活が一変してしまった中においていろんな不安を抱えられておられる。そういうところが、例えば、まあ弱いというわけじゃありませんが、精神的にふだんでも不安定になる方々、例えば妊産婦、出産後、こういう方々はそういう中でいろんな悩みを抱えられるわけでありまして、これは妊産婦のサポート事業でありますとか産後ケア事業、こういうものでいろんな相談等々、それからコロナにおいてもいろんな対応をさせていただいておるといふことでありますが、一方で、やっぱり一般の

方々も例えば悩んで自らの命を絶たれようという方々も出てきますから、そういう方々のために、この相談センター、これ、自治体やっているものもあればNPOがやっているものもあります。場合によっては、時差を利用して二十四時間対応されているような、そういうNPOもあれば、何かあったらすぐ駆け付けて、本当に危ない場合は駆け付けて何とかその方の命を助けようという、そういう民間の取組もあるわけでありまして、ネットワークがあるんですね。そういうものもしっかりと支援しながら、そういう相談、自殺に対するいろんな相談、これも強化をさせていただいておるわけでありまして。

それから、高齢者なんですけれども、やっぱりフレイル、これもありますし、認知症、人と会わないとこれが進むということもあります。そういう意味では、やはりしっかりとコロナの予防をしながら介護予防、これをやりつつ、また見守り等々をしっかりとやってもらう、そういう体制を再度で自治体においてお願いをさせていただいたりでありますとか、高齢者自身が自ら健康を維持するためいろいろな情報を、ウェブ使ったりでありますとか、新聞やホームページ、こういうものを使って発信させていただいたり、また、認知症カフェをオンラインでやって、何とかいろんな認知症を抱えられておられる方々に対してのフォローをして

いく、こういうことも進めておりまして、まだいろんなお知恵があると思います。また、委員からもういろんなお知恵があれば、いただければ有り難いと思いますけれども。

とにかく、徹底して、このコロナ禍で生活が変わってしまうというものに対していろんな不安を抱えている国民の皆様方に何とか寄り添えるような政策が進めていければというふうに考えております。

○三宅伸吾君 田村大臣、御丁寧な、そして分かりやすい御説明ありがとうございます。

田村大臣にはもう質問ございませんで、退席させていただきます。

○委員長（山本順三君） 田村大臣におかれては、退室されて結構でございます。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

次に、家族と世帯、戸籍、そして氏の在り方について取り上げたいと思います。

平安の時代から鎌倉時代を生きた北条政子、夫は源頼朝でございます。氏は異なりませうけれどもあの二人が夫婦であることは歴史の事実です。

婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、婚姻や家族に関する事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならぬ、こう日本国憲法二十四条はうたっております。夫婦となる際に夫又は妻いずれかの氏

を選び称すると、このように昭和二十二年の民法改正により規定され、戦後直後におきまして、夫婦の姓に関する両性の平等は具体化を見事にいたしました。

氏は、名前と同じく、個人の尊厳の重要な要素です。それにもかかわらず、夫婦のいずれか一方に氏の変更を強制する現行制度は、個人の尊厳という憲法理念を十分に満たしているとはなかなか言い難いと私は考えます。

選択的夫婦別氏制度とは、婚姻に際し夫婦で氏を統一するのかわり、夫の氏を個人が意思で選べるようにするという制度です。これこそが憲法に言う個人の尊厳を具体化した制度だと私は確信をいたしております。

旧姓を通称として使用できる範囲を拡大する、こういう、この方法では私は解決できないと思います。なぜならば、尊厳の問題だからです。だからこそ、国連の女性差別撤廃委員会により、二〇一六年三月、我が国が夫婦別氏を認めないことが女性の権利を制限している旨の勧告がなされたのだと思っております。勧告に法的拘束力はないようでございますけれども、女性差別撤廃条約議定書七条四には、勧告に対し十分な考慮を払い、実際にとった措置を回答することなどが定められております。つまり、締約国には勧告をきっちりフォローすることが求められております。

家族という言葉がございませうけれども、実は民法には家族の定義がございませう。そこで、世帯と戸籍についてお伺いをいたします。

総務省にお聞きします。

住民票に世帯主と異なる氏の者が記載されるケースはどのような場合ですか。

○政府参考人(高原剛君) 御答弁申し上げます。住民基本台帳制度上、世帯とは、居住と生計を共にする社会生活上の単位であり、世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主とされておりませう。

この世帯を構成する者については、世帯主と同一戸籍に属することや親族関係があることなどは要件となっていないため、世帯主と異なる氏が住民票に記載される場合があります。例えば、結婚により氏が変わった者で元の家族も一緒に生活している場合、パートナーとして一緒に生活している場合、上京した親戚の大学生と一緒に生活している場合などがあるかと存じます。

以上でございませう。

○三宅伸吾君 法務省にお聞きします。

戸籍について、異なる氏の者が同一の戸籍に記載されるケースはありますか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。戸籍は一の夫婦及びこれと氏を同じくする未婚の子ごとに編製するとされておりまして、御質問

が異なる氏の者が同一の戸籍に記載されることあるかということにございませうれば、そういうことではないということになっておりませう。

○三宅伸吾君 氏が異なる者がまさに親密な家族として生活している場合には、戸籍上どうなりませうか。

○政府参考人(小出邦夫君) 氏を異にする者が親密に生活しているというような御質問でございませう。

例えば、夫の氏を称することとして婚姻した夫婦が、離婚して、妻が子の親権者と定められましたが、子は前の夫を筆頭者とする戸籍に在籍したままであった場合において、例えば妻が後の夫の氏を称することとして再婚したような場合、この場合、子の氏につきましても母親の前の夫の氏のまま、また、戸籍についても母親の前の夫の戸籍に入るということに、にとどまるということになりませう。

もつとも、子の氏を母の氏に変更する家庭裁判所の許可を得て戸籍法に定める入籍届をすれば、子の氏は母の氏に変更され、母の後の夫の戸籍に入籍することになります。この手続、子が十五歳以上の場合は自らできるわけですが、そういうことを、そういう手続を望まなければ、子供は依然として母の前の夫の氏を称して、戸籍もそこにとどまるということになりませう。

○三宅伸吾君 法務省にちよつと、質問通告しておりませうけれども、まず、一つの戸籍には一つの氏だということにございませうけれども、いろんな、国際結婚とか様々な場合にはどのような扱いになりますでせうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。国際結婚の場合は日本人でない者でございませうので、婚姻の相手方が、その場合、戸籍に入っている者の氏ということであれば日本人の氏のみでございませう。結婚した外国人の方は日本人の戸籍の記載の中の身分事項欄に書かれるということにございませうので、同一の氏の者が同一の戸籍に記載されるという例外になるものではございませう。

○三宅伸吾君 これも質問通告しておりませうけれども、明治三十一年民法、どのような家族に関する定め方だったでせうか。今分かる範囲で結構でございませう。

○政府参考人(小出邦夫君) 申し訳ございませう。ちよつと通告いたしてございませうので、またお調べして、後でまた御回答できればと思ひませう。

○三宅伸吾君 いろいろ今お話を伺ひましたけれども、世帯等の実態を見ますと、氏が異なつてもやっぱり同一世帯として、失礼、氏が異なつても、世帯としてはやっぱり一般的には家族という認識

の方も多いかと思えます。

制度的にもそういうケースが客観的に存在します。私は、氏が同一であることと家族の一体感、心のつながりとは別次元の、失礼、氏が同一であることと家族の一体感、心のつながりとは別次元の話であるように私は思っております。

私には子供が三人おりますけれども、高校生と大学生、今後彼らが、そして彼女が結婚して、もし三宅と異なる氏となっても私の家族であり、彼らの、彼女らの孫も私の家族と私は思うと思えます。

国民の代表である国会議員が選択的夫婦別氏についてどのような考え方をしているかは有権者の知りたいところだと思われまます。だからこそ、多くのメディアが、選挙が近づくと候補者に対してアンケート調査を実施するんだと思えます。

現閣僚のほぼ全ての方の新聞社などへの回答状況を調べてみました。選択的な夫婦別氏制度について明確に賛成と言っている方もおられますし、何人かは明確に反対でした。そして、多くの方はどちらとも言えないという回答でした。河野大臣、小泉大臣は、予算委員会で賛成との立場を明らかにされました。

質問通告しておりませんので答えられませんが、結構でございますけれども、加藤官房長官はどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣（加藤勝信君） まさに政府としてこれ、これまでも答弁させていただいてますように、この、政府、別氏制度については様々な御議論があつて、先般の男女共同参画計画において更に議論を深めるといふことでございますので、そういう形でしっかりと議論を深めていくことが大事だといふふうに考えております。

○三宅伸吾君 財務大臣も質問通告していないのでお聞きしづらいんですけど、御無理がなければ一言、申し訳ございません。

○国務大臣（麻生太郎君） 質問通告がないので答える義務は全くないんだと思っておりますし、ここは個人で立っている場ではありませんので、財務大臣として答弁をさせていただいているということなので、個人の考え方を申し上げるということとはいたさないと。

○三宅伸吾君 田所法務副大臣はいかがでございますか。

○副大臣（田所嘉徳君） 広範多岐にわたるその意見というものを十分お聞きしながら、そういう中でしっかりと取り組んでいきたいということでございます。

○三宅伸吾君 宇都副大臣はいかがでございますか。

○副大臣（宇都隆史君） 様々な御意見がいずれの党にもあると思えますので、しっかりと議論を

していくことが重要かと思えます。

○三宅伸吾君 御答弁いただきました政府参考人の皆さん、どんなお考えですか。

○政府参考人（海部篤君） 御質問をいただいたわけでございますけれども、私のような身分の者でここで個人の見解を明らかにすることは控えたと思ひますが、三宅委員がおっしゃった家族を大事にするという気持ちは私個人としてしっかりと持ち続けてまいりたいと、このように考えております。

○政府参考人（川原隆司君） お答え申し上げます。

済みません、私、法務省刑事局長として刑事局所管事務の御説明に参つていふということでございますので、お尋ねは刑事局所管事務の外にございますので、お答えを差し控えていただきたいと存じます。

○三宅伸吾君 この問題につきましては賛否両論でございます。自民党内にも賛否両論でございます。

私は、国会議員の考えも大事ですけども、一番大事なのは、国民が令和三年においてどのような意識を持っているかということではないかと思ひます。それを把握しないで議論しては、国民のための政治とは言えないと思ひます。

家制度を通じ夫婦同氏を法制化したのは明治三十一年の民法でございます。百二十一年前のこと

です。今は令和三年。令和とは、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つとの意味が込められているそうです。家族のきずな、これで一番大事なものは心のつながりだと思います。明治、大正、昭和、平成、そして令和へと時代が流れるにつれ、社会は大きく変化いたしております。家族の在り方についても、明治時代とは異なり、各人の選択肢を最大限尊重する、保障することが幸福追求権の確保につながる、そういうものと思われ

ます。
一切の例外を許すことなく、日本人同士のカッブルの全てが……

○委員長（山本順三君） 三宅君、時間が来ていますので、おまとめください。

○三宅伸吾君 氏を統一しなければ結婚できないという状況は早急に改善すべきだと申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長（山本順三君） 以上で三宅伸吾君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（山本順三君） 次に、打越さく良さんの質疑を行います。打越さく良さん。

○打越さく良君 立憲民主・社民の打越さく良です。

新谷副大臣、一月六日のNTTとの接待をキャ

ンセルしたとのことですが、その理由は何ですか。
○副大臣（新谷正義君） お答え申し上げます。

お誘いがあったところは事実でございますけれども、その場でお断りをした次第でございます。

○打越さく良君 理由は何かですか。

○副大臣（新谷正義君） 国民の皆様から疑念を抱くような会食等は控えておりますし、また、今回、適切ではないと思ひまして、お断りをした次第でございます。

○打越さく良君 ほかにNTTからの、あるいは利害関係者からの接待はありましたか。

○副大臣（新谷正義君） お答えを申し上げます。

国民の皆様から疑念を抱かれるような会食や接待は、これは受けたことはございません。

○打越さく良君 十一月二十日には副大臣の秘書がクラブボックス麻布で接待を受けたとされていますが、これは事実ですか。

○副大臣（新谷正義君） お答えいたします。

これ、秘書に確認をしたところ、これはおおむね事実であったと、そのように報告を受けているところでございます。

○打越さく良君 どちらの誘いでしたか。

○副大臣（新谷正義君） お答え申し上げます。

詳細に関しては存じ上げていないところではございますけれども、報告を受けているところでは、これは何か働きかけがあるようなものであったと

は、そのようなことはなかったと、そのように聞いております。

○打越さく良君 どちらから誘ったかを聞いています。

○副大臣（新谷正義君） 詳細に関しては存じておりませんが、いずれにしても、これははつきりと秘書からは、何かの働きかけがあるようなものではなかったと、そのように報告を受けております。

○打越さく良君 その費用はNTTが支払ったんですか。

○副大臣（新谷正義君） これ、費用に関してもちよつと、詳細は私自身ではないのでちよつとよく分からないところはあるんですけども、ただ、いずれにしても、これはそのような何か働きかけがあるようなものではなかったと、そのように報告を受けております。

○打越さく良君 ほかに誰がいたか聞いていますか。

○副大臣（新谷正義君） 私自身のことではございませんので、そこも余り、誰がいたかというのは存じ上げておりませんが、いずれにしても、これは何か働きかけがあるようなものではなかったと、そのように報告を受けております。

○打越さく良君 どんな話をしたか聞いていますか。